

令和3年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

実施期間

令和3年12月1日（水）～12月31日（金）の1か月間

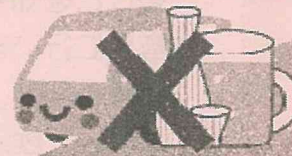
スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

STOP! 飲酒運転

運動の重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨



◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 (0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3月以下	50万円以下	—

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金
車両の提供	酒酔い	5年以下
	酒気帯び	3年以下
酒類の提供	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下
同乗者	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	令和3年9月末	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年
全事故件数	5,690	7,398	8,398	9,596	10,441
死者数	22	48	50	57	51
死亡率	0.4	0.6	0.6	0.6	0.5
うち酒気帯びによる事故件数	26	26	33	46	51
死者数	0	0	1	1	3
死亡率	0.0	0.0	3.0	2.2	5.9

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1. 「運動の重点」に基づき、地域の実態に即した交通安全を積極的に推進します。
2. 運動を効果的に推進するため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横浜市・区

1. 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
2. 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

1. 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
2. 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり、同乗する行為等に対する捜査を厳正に行います。
3. 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により飲酒運転の根絶を呼びかけます。
2. ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。

※ハンドルキーパー運動とは…「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

地域・家庭

1. ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
2. 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ注意し合うよう努めましょう。
3. 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。

教育関係

1. 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底します。
2. 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話(671)2323 FAX(663)6868

令和3年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目 的

年末は交通量や飲酒の機会が増えることにより、交通事故の多発が懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実 施 期 間

令和3年12月11日（土）～12月20日（月）の10日間



スローガン

無事故で年末 笑顔で新年

運動の重点

1. 飲酒運転の根絶
2. 歩行者（特に高齢者）と自転車の交通事故防止
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 二輪車の交通事故防止



◇◇ 令和3年9月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交 通 事 故						二輪車		自転車		歩行者		高齢者	
	発生 件数	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	負 傷 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比
横 浜 市	鶴 見 区	382	4	1	-3	435	16	1	-2	0	0	0	0	0
	神 奈 川 区	365	89	1	-4	416	99	1	0	0	0	0	-4	0
	西 区	168	11	0	-1	198	17	0	-1	0	0	0	0	0
	中 区	329	44	3	2	373	43	0	0	0	0	3	2	1
	南 区	279	10	0	-1	319	9	0	0	0	0	0	-1	0
	港 南 区	324	33	0	-2	377	28	0	0	0	0	0	-1	0
	保 土 ヶ 谷 区	317	24	2	-2	365	25	0	-4	1	1	0	0	2
	旭 区	383	-27	0	-2	459	-4	0	-1	0	0	0	-1	0
	磯 子 区	271	33	3	0	313	34	2	1	0	-1	1	0	1
	金 沢 区	413	38	1	-2	465	29	0	-2	0	0	1	0	0
市	港 北 区	347	-37	1	-3	390	-25	0	-1	0	0	0	-2	1
	緑 区	280	62	1	-1	327	77	0	-1	0	0	0	-1	1
	青 葉 区	432	78	1	-2	487	89	1	1	0	0	0	-2	0
	都 筑 区	329	31	2	0	375	26	0	0	1	0	1	0	1
	戸 塚 区	466	87	3	3	527	90	1	1	0	0	0	0	1
	栄 区	153	11	0	0	172	9	0	0	0	0	0	0	0
	泉 区	186	-7	2	2	214	-6	1	1	1	1	0	0	2
	瀬 谷 区	266	26	1	-2	297	13	0	0	0	0	1	-1	1
計	5,690	510	22	-18	6,509	569	7	-8	3	1	7	-11	11	-5

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取り組み



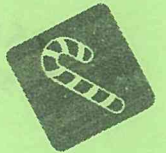
共通事項

1. 運動の趣旨を周知徹底します。
2. 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの必要性について正しく理解し、正しい着用を徹底します。



横浜市・区

1. 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
2. 歩行者や自転車の事故を防止するため、啓発活動を行います。
3. 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。



警察

1. 交通事故に直結する悪質、危険、迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
2. 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
3. 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
4. 反射材を有効に活用してもらうため、キーホルダーや靴シール等を直接取り付けさせてもらう活動を推進します。
5. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進する。

交通安全協会

1. キャンペーンなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全のひとこえ運動」を推進します。
3. ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。

※ ハンドルキーパー運動とは・・・「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動のことです。

地域・家庭

1. 事故を起した時の責任の重大さなどについて家族で話し合しましょう。
2. 飲酒を伴う会合や飲酒が予想される場合の外出には車両を運転していかないようお互いに声をかけ注意しあいましょう。
3. 歩行者（特に高齢者や児童）の夜間の外出には、目につきやすい明るい服装や反射材を着用しましょう。

教育関係

1. 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、校外指導を強めます。
2. 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。



横浜市交通安全対策協議会

（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話(671)2323 FAX(663)6868

